

【 保管場所使用権原疎明書面（自認書） 】 の記載例

留意事項

- この書類は、自動車保管場所証明申請又は自動車保管場所届出を行う車庫が、自己所有の場合に作成するものです。
- 証明申請とは、自動車を運輸支局に登録する場合に必要な自動車保管場所証明申請のことです。
- 届出とは、「軽自動車」を新たに取得した場合又は車庫証明書の交付を得た車庫及び届出済みの車庫を、更に変更した場合に行う自動車保管場所届出のことです。

記入上の注意点

- 1 保管場所である土地・建物の両方が自己所有の場合は、「土地」「建物」の両方に○印をする。
- 2 保管場所である土地が自己所有の場合は、「土地」に○印をする。
- 3 保管場所である車庫が、建物と一体となって築造（建物の上下を含む）され、かつ、築造された車庫が自己所有の場合は、「建物」に○印をする。
- 4 共有の場合は、「自認書」のほかに、他の共有者全員の承諾書を添付してください。（自認書の余白に記載できる場合は、その部分に連記することができます。）
- 5 上記1から4に該当しない場合は、下記書面のうちいずれか1通を提出してください。
 - 保管場所契約書の写し
 - 駐車場料金領収書（契約書がない場合）
 - 保管場所使用承諾証明書

保管場所使用権原疎明書面（自認書）

いずれか、該当する項目に○印をつけてください。

証明申請・届出に係る保管場所である土地・建物 は、私の所有であることに間違いありません。

麹町 警察署長殿

平成○年△月□日
〒(100)8929

区
住所 千代田 霞ヶ関 町 1 丁目 2 番 3 号
市 かつみ荘102号

氏名 日本太郎 印

電話 03(3581)△110